



令和6年3月15日より

入院前薬剤関連情報提供書の運用を開始します



公益社団法人 広島県薬剤師会・一般社団法人 広島県病院薬剤師会

広島県薬剤師会と広島県病院薬剤師会で協働し、統一した様式の「入院前薬剤関連情報提供書《広島県版》」を作成しました。3月15日より運用を開始いたします。

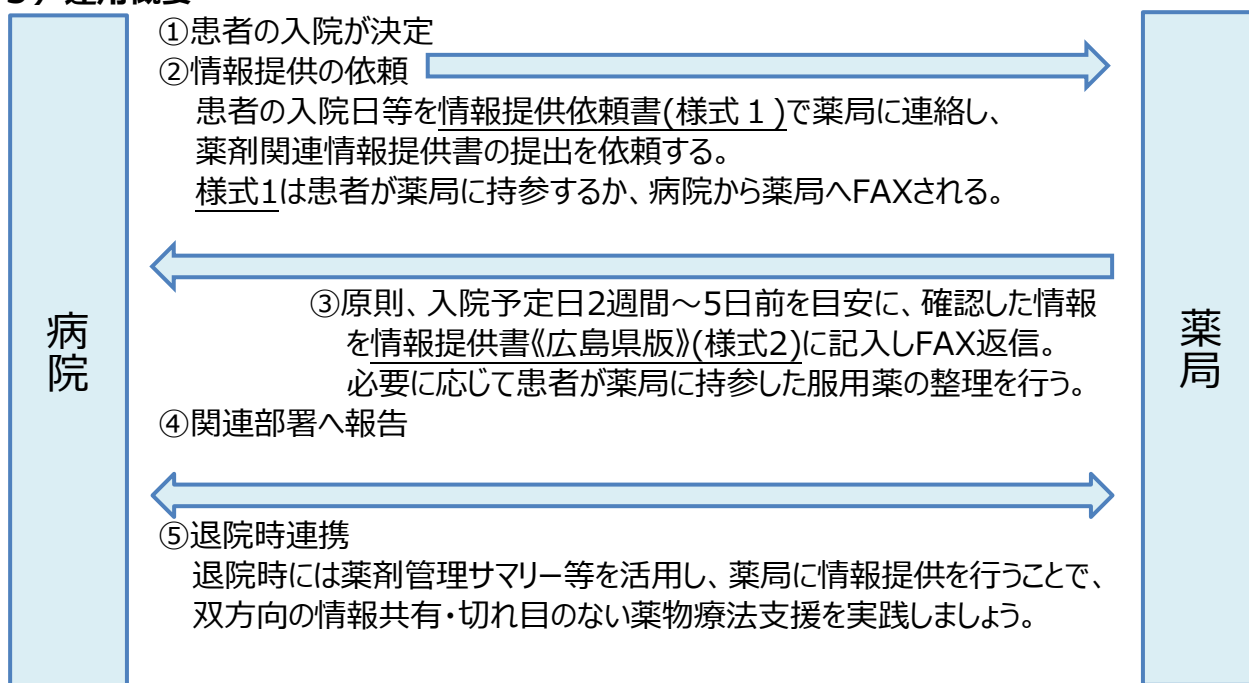
(1) 入院前薬剤関連情報提供書とは

入院が決定した患者の普段の服薬状況や調剤方法、薬剤アレルギー・副作用歴、定期内服薬、術前休薬などの薬剤関連情報を薬局から病院に提供し、情報共有するための文書です。薬局では服薬情報等提供料3の情報提供として扱うことが可能です。

(2) 目的

患者の入院に当たり、薬局が有する患者の入院前の薬剤関連情報を病院薬剤部門で受け取り、持参薬管理の効率化および入院中の薬物治療の質向上を図ることを目的としています。

(3) 運用概要



※①② 病院薬剤部門ではなく、入院支援部門の他職種が対応する場合もあるかと思えます。

② 情報提供依頼書は様式1、情報提供書は様式2の使用を推奨しています。その使用については各施設のご判断にお任せします。

③ 情報提供依頼書(様式1)の送付が無い場合でも、薬局で入院情報を把握された場合には情報提供書《広島県版》(様式2)が届く場合があります。

⑤に関しては対応できないケースもあるかと思えますが、薬局で必要な情報があれば、病院薬剤部門へ連絡していただくように薬局にお知らせしていますので、ご対応をお願い致します。



運用の詳細は 本会Webサイト [地域医療連携支援検討委員会からのお知らせ]『入院前薬剤関連情報提供書の運用について』を十分にご確認ください。『Q&A』も必ずご一読ください。